



# 島根県報

令和7年7月18日（金）  
第635号  
（毎週火・金曜日発行）  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

県営土地改良事業の工事の完了（2件）	（農 村 整 備 課）	2
解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（沿岸漁業振興課）	2
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（       "       ）	3
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	（       "       ）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	3
島根県収入証紙売りさばき人の氏名の変更	（審 査 指 導 課）	4

### 【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	4
---------------	-------------	---

### 【特定調達公告】

島根県警察情報ネットワーク用プリンタの賃貸借に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	5
------------------------------------	-----------	---

### 【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	8
---------------------------	-----------	---

## 告 示

### 島根県告示第424号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和7年7月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
雲南中央地区（中谷下工区）区画整理事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	令和7年5月30日

### 島根県告示第425号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和7年7月18日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
飯南地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	令和7年6月30日

### 島根県告示第426号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市弥栄町三里口461-15、口461-16、口462-12
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
林道用地とするため

### 島根県告示第427号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年7月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 加入区の名称  
温泉津・江津
- 2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

### 3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

---

#### 島根県告示第428号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月18日

島根県知事 丸 山 達 也

別表中「2.0%」を「1.9%」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和7年7月18日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、令和7年7月18日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第429号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月18日

島根県知事 丸 山 達 也

第5条第2号中「2.0パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この告示は、令和7年7月18日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、令和7年7月18日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

---

#### 島根県告示第430号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年7月18日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 羅漢町2
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれた区域並びに次に掲げる地番の土地に存する標柱15号から38号までを順次に結んだ線及び標柱15号と38号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大森町字藪ノ下イ878番4地先水	1号
大田市大森町字家ノ上エ北向山イ1585番	2号、4号及び10号
大田市大森町字三石川ノ上エ西向山イ1579番	3号
大田市大森町字三百水川向イ876番1	5号から8号まで
” イ877番1	9号
” イ877番7	11号及び12号
大田市大森町字藪ノ下イ878番3	13号
” イ878番3地先水	14号
大田市大森町字寺ノ上エ東向山イ1581番1	15号から20号まで、31号、32号及び38号
大田市大森町字長砂廻り道ノ上イ824番3	21号
大田市大森町字寺ノ上エ東向山イ1581番2	22号から25号まで
大田市大森町字羅漢寺屋敷イ804番	26号から28号まで
大田市大森町字寺ノ上イ864番1	29号及び30号
” イ869番2	33号及び37号
” イ869番1	34号から36号まで

## 島根県告示第431号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名を変更した旨届出があった。

令和7年7月18日

島根県知事 丸 山 達 也

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 前	変 更 後
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
968	雲南市三刀屋町三刀屋124 －2 雲南地区交通安全協会 会長 高橋 雅彦	雲南市三刀屋町三刀屋 124－2 雲南警察署内 雲南市掛合町掛合846－ 1 掛合庁舎掛合広域 交番内 仁多郡奥出雲町三成198 －5 三成庁舎三成広 域交番内	雲南地区交通安全協会 会長 竹下 三郎	雲南地区交通安全協会 会長 高橋 雅彦

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年7月18日

島根県知事 丸 山 達 也

### 1 開発区域

邑智郡邑南町下田所256番1の一部、256番5の一部、256番7の一部、257番1、257番3、257番5、257番6、257番7、257番8、258番2の一部、258番7の一部、258番8の一部、259番1、259番8、263番1、263番6、263番7、264番2、264番3、264番7、265番6、271番4、359番2の一部、359番8、359番9、359番20、359番21、359番22、359番23、359番24、359番25、359番26、359番27、359番28、359番29、359番30、359番31の一部、367番、369番3、白地26、257番3地先から359番31地先まで（道）、257番7地先から367番地先まで（水）、259番8地先から359番23地先まで（水）、265番6地先から271番4地先まで（水）

面積 16,318.84平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

邑智郡邑南町矢上6000番地

邑南町長 大屋 光宏

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和7年7月18日

島根県警察本部長 丸 山 直 紀

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県警察情報ネットワーク用プリンタの賃貸借 51式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて一般競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加

資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、「賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者」にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告による賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)まで、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

#### 4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

電話 0852-26-0110 内線 (2241、2242)

#### 5 入札説明書の交付等

##### (1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和7年8月8日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

##### ア 交付期間

本公告の日から令和7年8月8日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### イ 交付場所

4の場所

##### (2) 入札説明会

実施しない。

#### 6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年8月8日（金）正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

#### 7 入札期間、開札日時等

##### (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和7年9月16日（火）午前9時から同月17日（水）午後4時まで（同月16日午後5時から同月17日午前9時までを除く。）

##### (2) 書面による入札の日時、場所等

## ア 日時

令和7年9月17日（水）午後4時まで

## イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和7年9月17日（水）午後4時までに到着していること。

## (3) 開札の日時及び場所

## ア 日時

令和7年9月18日（木）午後1時30分

## イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階 第2小会議室

## 8 その他

## (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額に消費税等の額を加えた額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の5以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額を賃貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の合計金額の100分の10以上を徴収する。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

## (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

## (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

## (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (7) 契約書作成の要否

要する。

## (8) 予算の減額又は削除に伴う契約の解除

本入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、契約を変更又は解除することがある。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Printer for the Shimane Prefectural Police Information Network, 51 units
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. September 16, 2025 to 4 : 00 p.m. September 17, 2025
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. September 17, 2025  
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. September 17, 2025)
- (4) Date and time of bid opening : 1 : 30 p.m. September 18, 2025
- (5) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono - machi, Matsue - shi, Shimane - ken, 690 - 8510 Japan  
TEL : 0852 - 26 - 0110 (ext.2241 or 2242)

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第13号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和7年7月18日

島根県公安委員会委員長 錦 田 剛 志

#### 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務1級	学科試験	令和7年11月5日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和7年12月10日（水）午前9時から午後5時まで	
施設警備業務2級	学科試験	令和7年11月5日（水）午後1時30分から午後4時まで	20人程度
	実技試験	令和7年12月3日（水）午前9時から午後5時まで	

#### 2 実施場所

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

#### 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

##### (1) 施設警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 施設警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務対象施設における保安に関すること。</li> <li>○ 施設警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (2) 施設警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<input type="checkbox"/> 警備業務に関する基本的な事項 <input type="checkbox"/> 法令に関すること。 <input type="checkbox"/> 警備業務対象施設における保安に関すること。 <input type="checkbox"/> 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<input type="checkbox"/> 警備業務対象施設における保安に関すること。 <input type="checkbox"/> 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 4 受検資格

## (1) 施設警備業務1級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 施設警備業務2級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

令和7年10月6日（月）から同月10日（金）までの午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面 1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し 1通

## (4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032又は3034）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。